

五島市監査委員公表第3号

平成30年度財政援助団体等監査（財政援助団体監査）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和元年9月11日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

1五総第1412号  
令和元年8月27日

五島市監査委員 橋本平馬様  
五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市長 野口 市太郎

### 平成30年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置について

平成30年12月25日付け30五監第437号による平成30年度財政援助団体等監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知いたします。

なお、財政援助団体への指導事項等については、所管部署より監査の結果について、報告及び指導を行ったうえで報告いただいた措置状況を併せて報告します。

#### 1 財政援助団体

##### (1) 共通事項

##### <指導事項>

五島市地域の絆再生事業交付金（以下「地域の絆交付金」という。）については、交付決定を受けた当初の事業計画から内容が変更になっているにもかかわらず、事前に変更承認の申請がされていなかった。事業計画書、収支予算書等の内容を変更する場合には、五島市補助金等交付規則（以下「補助金規則」という。）第11条第2項第1号の規定に基づき、事前に変更の承認を受けられたい。

#### 【講じた措置】

##### [おくうら夢のまちづくり協議会]

各部会において、当初の計画内容から変更が生じる場合、事前に変更承認の手続きを経るよう関係団体への周知を図った。また、新年度において、総会、役員会等において再度、事務処理の手続きを怠らないよう指導を行いました。

##### [奈留まちづくり協議会]

各部会において、当初の計画内容から変更が生じる場合、事前に変更承認の手続きを経るよう関係団体への周知を図った。また、新年度において、総会、役員会等において再度、事務処理の手続きを怠らないよう指導を行いました。

< 意 見 >

ア おくうら夢のまちづくり協議会（以下「奥浦協議会」という。）においては「奥浦地区まちづくり基本構想」を、奈留まちづくり協議会（以下「奈留協議会」という。）においては「幸せになる島のまちづくり計画」を策定し、地域課題の解決、地域振興に取り組んでいるところであるが、数値目標が設定されていない。計画の進捗状況を把握し、検証するため、具体的な数値目標の設定を検討されたい。

【講じた措置】

[おくうら夢のまちづくり協議会]

計画の見直しにおいて、策定に関わった外部講師を本年度招くよう調整中であり、外部講師の指導・助言をいただきながら、9月開催予定の役員会をはじめ協議会での討論・検討を重ね、成果指標（具体的数値目標等）を設定することにしました。

[奈留まちづくり協議会]

現在、まちづくり協議会組織及び運営の見直し作業を行っており、9月以降を予定している新たな協議会体制において討論・検討を重ね、成果指標（具体的数値目標等）を設定することにしています。

イ 奥浦協議会の五島市地域の元気づくり応援事業補助金（以下「元気づくり補助金」という。）において、交付申請時に計画していた事業の一部を実施できなかったものが見受けられ、交付申請時の事業計画に掲げていた目標が一部達成できていなかった。また、奈留協議会の五島市小さな楽園プロジェクト推進事業費補助金（以下「小さな楽園補助金」という。）においても、事業の一部を中止又は縮小したことにより、事業費が大幅に減少していた。事業計画の策定に当たっては、実効性及び必要性について十分に検討するとともに、計画的な事業の推進を図られたい。

【講じた措置】

[おくうら夢のまちづくり協議会]

五島市地域の元気づくり応援事業補助金については、平成30年度で終了しましたが、今後、まちづくり協議会の活動において、事業計画の十分な検討と進捗管理を徹底し、目的が達成できるよう事業の推進に努めます。

[奈留まちづくり協議会]

小さな楽園プロジェクト推進事業については、H29年度に終了し、事業計画の

一部を奈留まちづくり協議会の事業として実施中である。現在、引き継いだ事業については、事業計画の策定時においては、内容の検証を十分行い、目標達成に向けて実施中である。今後も新たな事業を実施していく上では、実効性及び必要性について十分に検討し、事業の進捗管理を徹底したうえで、当初の目的が達成できるよう努めます。

## (2) 奥浦協議会

### < 指導事項 >

ア 支出伝票に添付されている領収書等について、日付の記載漏れ及び品名が不明なものが見受けられたので、改善されたい。

### 【講じた措置】

関係職員、集落支援員から補助金活用団体へ領収書等の添付書類について、指導徹底を行うとともに、支出伝票を起票する際、チェック体制を集落支援員、関係職員の複数人で実施し、適正な事務手続を行うよう指導しました。

イ 元気づくり補助金の実績報告において、要領で実績報告書に添付すべきと定める書類が、一部添付されていなかった。

### 【講じた措置】

平成 30 年度の実績報告時の提出書類に不備がないよう指導を行い、実績報告書の審査においても集落支援員、関係職員の複数人でチェックを行うなど適正な事務手続を行うよう指導しました。

## (3) 奈留協議会

### < 指導事項 >

五島市一般コミュニティ助成事業費補助金（以下「コミュニティ補助金」という。）の実績報告書については、要領で定める期限を過ぎて提出していたので、提出期限を順守されたい。

### 【講じた措置】

活用する団体には提出期限内の提出を指導しました。

### < 意 見 >

奈留協議会においては、奈留島の魅力を伝えるためウェブサイトを開設し、平成 29 年度小さな楽園補助金の事業において、ウェブサイトの運営管理、観光及び求人情報コンテンツの追加等を実施している。しかしながら、平成 30 年度におい

ては、ウェブサイトの運営方針が決まっておらず、情報が更新されていない。ウェブサイトの開設目的を達成するため、適切な運営管理を行うとともに、ウェブサイトのアクセス件数が増加するような方策を講じられたい。

【講じた措置】

現在、まちづくり協議会組織及び運営の見直し作業を行っており、9月以降を予定している新たな協議会体制において、運営方針等を検討し、ウェブサイトの開設目的を達成する手段を講じていくこととしています。

## 2 所管部署

### (1) 共通事項

#### < 指摘事項 >

補助金等の交付決定において、補助金等の交付の目的を達成するために必要な条件が付されていない。補助金等の交付決定は、負担付贈与契約であるから、補助金等交付決定通知書（契約書）に補助金規則及び要綱（告示）の規定の適用がある旨を明らかにする（したがって、特例として要綱を制定しない補助金等については、必要に応じて当該要領等（伺い定め）の規定事項を条件として付さなければならない）とともに、必要な条件を明示する必要がある。なお、この条件については、「五島市補助金等交付規則の施行について」（平成16年12月24日付け16五財第1179号・16五総第1615号市長通知。以下「施行通知」という。）において一般的に条件として付すべき事項が例示されているから、施行通知に従い、適切に明示されたい。

【講じた措置】

[地域協働課]

補助金等の交付決定においては、五島市補助金等交付規則及び五島市地域の絆再生事業交付金交付要綱の適用を受ける旨の明示を指導しました。

[観光物産課]

決定通知書に必要な条件を明示するよう職員に対して改善を指導しました。

#### < 指導事項 >

補助金等交付申請書の提出期限が要綱等に定められていなかった。補助金等交付申請書の提出期限については、補助金規則第4条の規定及び施行通知に従い、個々の要綱等に規定すべきである。

【講じた措置】

[地域協働課]

補助金等交付申請書の提出期限については、毎年度別に定めるとしており、平成31年度は、平成31年4月1日を提出期限と定め運用しております。

[観光物産課]

元気づくり補助事業につきましては、平成30年度で終了しましたが、新たな補助事業を検討する場合は、要領等作成時には、補助金等交付申請書の提出期限を規定するよう職員に指導しました。

(2) 地域協働課

<指摘事項>

奈留協議会の地域の絆交付金事業のうち、事務局運営費の備品購入費 63,680円については、コミュニティ補助金の補助対象経費である備品購入費から補助額を差し引いた自己負担分である。しかしながら、五島市地域の絆再生事業交付金交付要綱（以下「地域の絆交付金要綱」という。）第3条第1項第1号において、地域の絆交付金以外の五島市からの助成を受けている事業については地域の絆交付金の対象外とすると規定されているから、当該経費に係る交付金については、返還を命じられたい。

【講じた措置】

H31.2.5 付けで奈留まちづくり協議会から五島市へ返還しました。

<指導事項>

ア 地域の絆交付金及び小さな楽園補助金において、交付決定を受けた事業計画の内容を実施できなかった事業が見受けられ、また、小さな楽園補助金においては、事業を実施できなかったことにより、事業費が交付決定を受けた事業計画から大幅に減少していた。交付決定に当たっては、事業計画の実効性及び必要性について審査を行うとともに、補助事業者に対し、計画的な事業遂行を図るよう適切な指導監督をされたい。

【講じた措置】

まちづくり協議会の関係職員、集落支援員に対して、交付申請の際、事業計画の実効性及び必要性についての審査及び補助事業者に対する計画的な事業遂行について指導監督を徹底するよう指導しました。

イ 地域の絆交付金において、食糧費を補助対象経費としているが、地域の絆交

付金要綱第3条第2項に定める補助対象経費に食糧費が明記されていない。食糧費を補助対象経費とする公益上の必要性があると認めるのであれば、要綱に定められたい。

【講じた措置】

食糧費を補助対象経費とする公益上の必要性があると認められるので、要綱を平成31年3月15日告示第24号(平成31年4月1日施行)により改正しました。

ウ 地域の絆交付金において、交付決定時の事業計画に掲げられていなかった備品の購入に係る経費を補助対象としている。この経費については、奥浦協議会から平成30年3月30日付けで変更承認の申請がされ、所管部署は、補助対象として認め、交付決定をしている。しかしながら、これを補助対象とするのであれば、補助金規則第11条第2項第1号の規定により、あらかじめ変更承認の申請をし、市長の承認を得なければならないから、補助事業者に対し、事業実施前に変更承認の申請をするよう指導すべきである。

なお、本件のように、事業計画に掲げられていない備品の購入など、事業計画の内容の変更は、地域の絆交付金要綱第6条第3項に規定する軽微な変更には該当しないものである。

【講じた措置】

補助事業者に対する変更承認申請については、事前承認であること、さらにとどのような場合に必要であるのか等、関係職員、集落支援員へ指導を行い、事務処理を徹底するよう指導しました。

エ 五島市街路灯設置事業費補助金交付要綱において、10世帯未満の町内会以外の団体がLED街路灯を設置する場合の補助率は100分の85以内と、また五島市街路灯電気料金補助金交付要綱において、街路灯電気料金の補助率は100分の80以内と規定されているところ、奥浦協議会の地域の絆交付金において、奥浦協議会が街路灯を設置した場合の補助率は100分の100以内とし、街路灯電気料金の補助率についても100分の100以内としている。しかしながら、地域の絆交付金事業においてこれらの要綱に定める補助率を超えて助成することについては、特段の公益性は認められないから、取扱いを見直されたい。

なお、奥浦中学校活動振興応援事業についても、市の補助事業との公平性を確保されたい。

【講じた措置】

奥浦協議会の地域の絆交付金において、奥浦協議会が街路灯を設置した場合の補助率を100分の100以内としていた件及び街路灯電気料金の補助率について100

分の 100 以内としていた件については、取り扱いを見直し、平成 30 年度から五島市街路灯設置事業費補助金交付要綱に沿った助成に改善しました。

また、支援が重複する恐れがある市の補助事業については、一覧表にまとめ、各まち協がチェックしやすい体制を整えるとともに、交付申請時の関係課のチェックの強化を図るよう指導しました。

オ 奥浦協議会のナイターペタンク大会協賛金収入については、地域の絆交付金のナイターペタンク大会開催事業費に充当されていない。ナイターペタンク大会開催のために募った協賛金であれば、当該年度の収入として充当すべきである。

**【講じた措置】**

協賛金の取り扱いを当該年度の収入として充当するように見直しました。ただし、平成 29 年度分の大会協賛金収入により絆交付金を過大に交付している件については、絆交付金の返還は求めず、特例的に平成 29 年度の大会協賛金収入を平成 30 年度事業に充当することとしました。

カ 小さな楽園補助金については、5 月及び翌年 3 月に概算払により交付し、3 月分については、交付決定額から 5 月に交付した額を差し引いた残額を交付しているが、1,749 千円の返還金が生じていた。概算払で交付する額については、多額の返還金が生じることのないよう適切な額を交付されたい。

**【講じた措置】**

概算払いで交付する額が適当であるかについて、事業執行見込等を審査し、多額の返還金が生じないように努めます。

キ 小さな楽園補助金において、奈留協議会から各団体等に交付している補助金を補助対象経費として認めているが、市の要領は、長崎県の補助要綱と整合性がとれておらず、補助対象経費として「補助金」が明記されていないため、「その他」の「事業の実施に必要と市長が認める経費」を適用している。補助対象経費は、補助金交付の重要な事項であるから、要領の不備がないように整備するとともに、交付決定に当たっては、要領に基づき厳正な審査を実施されたい。

**【講じた措置】**

長崎県小さな楽園づくり交付金実施要綱との整合性を図り、五島市小さな楽園プロジェクト推進事業費交付要領を一部改正し、補助対象経費に「補助金」を明記しました。交付の決定にあたっては、交付要領に基づき厳正な審査を実施するよう指導しました。



ク コミュニティ助成事業の補助額については、要領で 10 万円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とすると規定されているが、10 万円未満の端数を切り捨てずに交付額を確定し、その後会計管理者の指摘を受け是正していた。このことは、当該事業の実施主体である奈留協議会の事務と市の補助金審査事務を同じ部署で行っており、チェック機能が働いていなかったことが一因と考えられるので、適正な審査が担保される体制を確保されたい。

【講じた措置】

コミュニティ助成事業の所管課である地域協働課と事務を執行する支所との事務決裁での合議を徹底し、チェック機能を果たす体制を整備しました。

(3) 観光物産課

< 指導事項 >

元気づくり補助金の実績報告において、報告書の記載内容の不備、添付すべき書類の提出漏れ等が見受けられた。実績報告については、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを適正に調査しなければならないから、提出書類等の不備については適切に指導されたい。

【講じた措置】

実績報告書の審査事項の確認、調査について職員に対し指導しました。

また、各協議会に対して、今回の指導事項について通知により指導しました。

3 まとめ

まちづくり協議会は、地域の絆再生事業を実施するため、市内 13 地区に公民館単位で設置され、各協議会ではさまざまな事業に取り組んでいる。今回、監査の対象とした奥浦協議会及び奈留協議会については、地域の絆再生事業のモデル地区として取り組んでおり、補助金に関する経理事務はおおむね適正に執行され、事業は補助金の目的に沿って実施されていた。しかしながら、事務処理の一部において不備が見受けられたので、今回指導のあった事項については、適正な事務の執行に努められたい。また、地域の絆再生事業の推進に当たっては、地域住民の積極的な参画が不可欠であることから、更なる組織体制の強化と地域を担う人材の育成に注力することを望むものである。

所管部署においては、補助金に関する事務処理の一部に不備が見受けられた。補助金は、財源が税金で賄われており、公益上の必要に対して交付されるその性質上、正

確かつ適正な事務処理が求められる。したがって、提出書類の厳正な審査、事業計画に基づく執行状況の確認を行い、不備等について協議会への指導監督を徹底するとともに、今回の監査結果については、各協議会に対して情報共有を図りたい。また、地域の絆再生事業の所管部署である地域協働課においては、集落支援員の研修会や各協議会の活動事例発表会の開催など、まちづくり協議会に対し積極的な支援を行っている。しかしながら、各協議会で実施している地域の絆再生事業は、従来の補助事業を継続したものが依然として多く、新たな地域課題解決のための事業への積極的な活用に至っていないので、引き続き各協議会に対する支援を行い、事業の推進に努められたい。

最後に、人口減少が進む中、地域コミュニティの維持と活性化は本市における重要課題であることから、地域の絆交付金事業を活用したまちづくり協議会の活動により、地域住民の連帯が強化され、地域の自立と振興に寄与することを期待する。

#### 【まとめについて】

##### [地域協働課]

本課が所管するまちづくり協議会が行っている地域の絆再生事業において、事業計画と実施内容が異なっているにも関わらず、変更承認申請事務が適正に行われていなかった等、一部の事務処理において不備があったことについては、改めて関係職員、集落支援員と実務者会議において、適正な事務が行えるよう指導を徹底しました。

また、各協議会で実施をしている地域の絆再生事業において、新たな地域課題解決のための事業の実施については、地域住民の声を積極的に聞く意見交換の場づくり等を行い、地域と行政が連携して地域コミュニティの維持と活性化につながる活動に努めます。